

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
墓地、埋葬等に関する法律（昭和22年法律第48号）第10条	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可	生活衛生課

1 審査基準は、盛岡市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成12年条例第31号。

以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定並びに平成12年12月6日付け「墓地経営・管理の指針等について（生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知）」及びこれに係る通知を審査基準とするほか、次のとおりとする。

- (1) 墓地等の設置場所等の基準については、盛岡市墓地、埋葬等に関する規則（平成12年規則第32号。以下「規則」という。）第2条による。
- (2) 条例第2条第1項第2号中「特別の事情があると市長が認めるとき」とは、周辺の墓地需要が不足していることが明らかであり、かつ、市営墓園の墓地供給によってもその墓地需要を充足することができない場合をいう。
- (3) 条例第2条第2項中「特別の事情があると市長が認める場合」とは、当該墓地の経営の持続性が確保されると認められ、かつ、公共事業の施行、災害等の危険の除去、墓地の環境整備等により、当該墓地の面積を増加させることがやむを得ない場合をいう。

2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。